

清涼飲料水等自動販売機設置事業者
募集・実施要領

小 郡 市

公募に参加される方は、この実施要領をよく読み、各事項をご承知の上、お申込ください。

1. 公募物件

設置場所及び各物件の詳細については、物件番号毎に別紙物件一覧表のとおり。

※ 申込みをするにあたっては、自動販売機設置及び商品補充・メンテナンスが可能なスペースを確保できるか等を判断するため、事前に設置場所の確認をお願いします。なお、小郡市役所財政課契約・管財係において物件の配置図を用意しています。

2. 応募資格

- (1) 個人及び法人とします。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営することについて3年以上の実績を有していること。
- (3) 次の事項に該当する人は、入札に参加することができません。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ない人
 - ② 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある人
 - ③ 国、県、市税を滞納している人
 - ④ 市有財産等に関する事務に従事する本市の職員等
 - ⑤ 暴力団関係者（関係者でないことの誓約書等を提出していただきます）

3. 自動販売機の設置条件等

- (1) 使用料等
 - ① 設置事業者の施設使用について
設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について地方自治法第238条の4第7項及び小郡市公有財産規則第15条の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
 - ② 使用許可の期間
使用許可の期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日（撤去に係る期間を含む）とします。ただし公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合

は、当初市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、更に1年を超えない範囲内においてその期間を更新することができます。ただし、更新は当初の期間から起算して3年を限度とします。

③使用料

市が設定する最低使用料以上で、かつ、最高金額をもって有効な提案価格 **(税抜の額)** に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が市に支払う年額使用料となります。

ただし、令和8年度の年額使用料は11か月分（令和8年5月1日から令和9年3月31日まで）です。

【令和8年度年間使用料：提案価格（税抜きの額）×11か月分／12か月分×1.1（※1円未満切捨）】

使用料は、年度毎に、市の指定する期限までに当該年度分を全額納入するものとします。

④電気使用料

自動販売機の運転に必要な電気使用料は、全額設置事業者の負担とします。

電子使用量計測用子メーター（以下「電力計」という。）を設置する場合は、月毎に算定された額を翌月中に納付するものとします。

電力計を設置しない場合は、市が算定した年間電気料金額を指定する期限までに当該年度分を全額納入するものとします。

なお、電源等を設置事業者で調達する場合は電気料金使用料を市に支払う必要はありません。

⑤その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

⑥自動販売機の仕様等

設置する自動販売機の大きさは、物件個別明細書の寸法以内とし、事前に現場のスペースの確認を行って下さい。

⑦環境配慮

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種として下さい。

(2) 使用上の条件

①販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設の指示に従うこと。

②販売品目は、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等とし、酒類の販売はできません。また、

標準小売価格を上回る価格での販売もできません。ただし、一部高売価商品の小売価格については、相談を承ります。

なお、容器の種類及び自動販売機の形式等の条件は、物件番号ごとに指示することがありますので、各物件個別明細書を確認してください。

③自動販売機の販売数量について、年度毎に集計し、年度終了後の翌月中に各施設管理者に報告してください。なお、年度途中においても必要がある場合は報告を求めることがあります。

(3) 維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

②自動販売機に併設して、使用済容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

⑤自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできません。

(5) 許可の条件

①使用許可財産を善良な管理者の注意をもって使用すること。

②使用許可財産を設置事業者（構成員を含む）以外の第三者に使用させないこと。

③使用許可財産を使用目的以外の目的に使用しないこと。

④使用許可財産について使用許可期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、市長が特に認めた場合は、原状に回復しないことができること。

⑤使用許可財産を市において公用若しくは公共用に供するため必要が

生じたとき、又は設置事業者が使用許可条件に違反したときは、使用許可の全部、又は一部を取消すことがある。

⑥市が使用許可を取消した場合、その取消しにより設置事業者に損失を与えた場合にあっても市は設置事業者にその損失を補償しないこと。

⑦使用許可財産をやむを得ず模様替え、その他の行為又は使用目的の変更をしようとするときは事前に文書により申出てその承認を得ること。

⑧使用許可財産をその使用に伴って支出した有益費等については、市に対して請求できないこと。

⑨使用許可財産を設置事業者の責に帰する事由により、その全部又は一部を荒廃させ、又はき損した場合、あるいは3. 自動販売機の設置条件等に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する額の範囲内で市長が定めた額を損害賠償額として市に支払うこと。

⑩使用許可の範囲内で発生した事故等については、設置事業者の管理責任において処理すること。

⑪設置事業者はその住所・氏名を変更したときは直ちにその変更内容を記載した文書を提出すること。

⑫使用許可財産の管理上必要があるときは、使用状況等について報告を求め、又は調査することがあること。

⑬事情の変更等により必要があるときは、使用料を改訂することがあること。

⑭その他、使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とすること。

4. 応募申込み

(1) 申込受付期間

令和8年3月12日（木）～令和8年3月24日（火）

午前9時～午後5時まで

なお、土曜、日曜及び祝日は、受付を行いません。

(2) 申込受付場所

小郡市小郡255番地1

小郡市役所財政課契約・管財係（本館2階）

(3) 申込に必要な書類

①応募申込書兼価格提案書

②誓約書（別紙1）

③役員等調書及び照会承諾書（別紙２）

※個人の場合は、申請人名を記載すること

④業務実績書・サービス拠点申告書（別紙３）

⑤国、都道府県、市が発行する納税証明書

※発行から３か月以内のもの

⑥設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等が分かるもの）

※複数の物件に申込まれる場合は、それぞれの物件ごとに必要書類を提出してください。ただし②③④⑤については原本を一部提出している場合は、その写しでも可。

（４） 申込の手続

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送で提出してください。（令和８年３月２４日午後５時必着）

※申込書類は、封筒に入れ、表面に「清涼飲料水等自動販売機設置申込書在中」と記入のうえ申込者の住所・氏名及び申込物件番号を記入してください。

５． 設置事業者の決定

（１）市において物件番号毎に応募申込書兼価格提案書を審査し、市が設定する最低使用料以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格提案（**税抜の額**）を行った者を設置事業者として決定します。

（２）くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが２者以上ある場合は、後日当該応募者立会いのもとくじにより決定します。

（３）設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、令和８年３月３０日（月）までに応募者に電話で通知するとともに、市ホームページに決定金額及び設置事業者を掲載します。また設置事業者がいない場合も同様に通知、掲載します。

６． 使用許可申請等の手続

設置事業者に決定したものは、物件ごとに別紙物件一覧表に記載の担当所属に確認のうえ、令和８年４月２０日（月）までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、設置事業者に決定した後必要な使用許可手続等は、別紙物件一覧表に記載の担当所属と行います。

7. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きをしなかった場合。
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合。

8. その他

小郡市行政財産使用料条例、小郡市自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可に関する規則、その他関係法令を遵守すること。

○ 問合せ先

公募に関する問合せ先：小郡市財政課契約・管財係 担当：秋吉

小郡市小郡255番地1

電話：0942-73-9108（財政課直通）

FAX：0942-73-4466

Mail：kanzai@city.ogori.lg.jp

問合せ期間：令和8年3月12日（木）～令和8年3月24日（火）

午前9時から午後4時まで

※土曜、日曜及び祝日は除く。